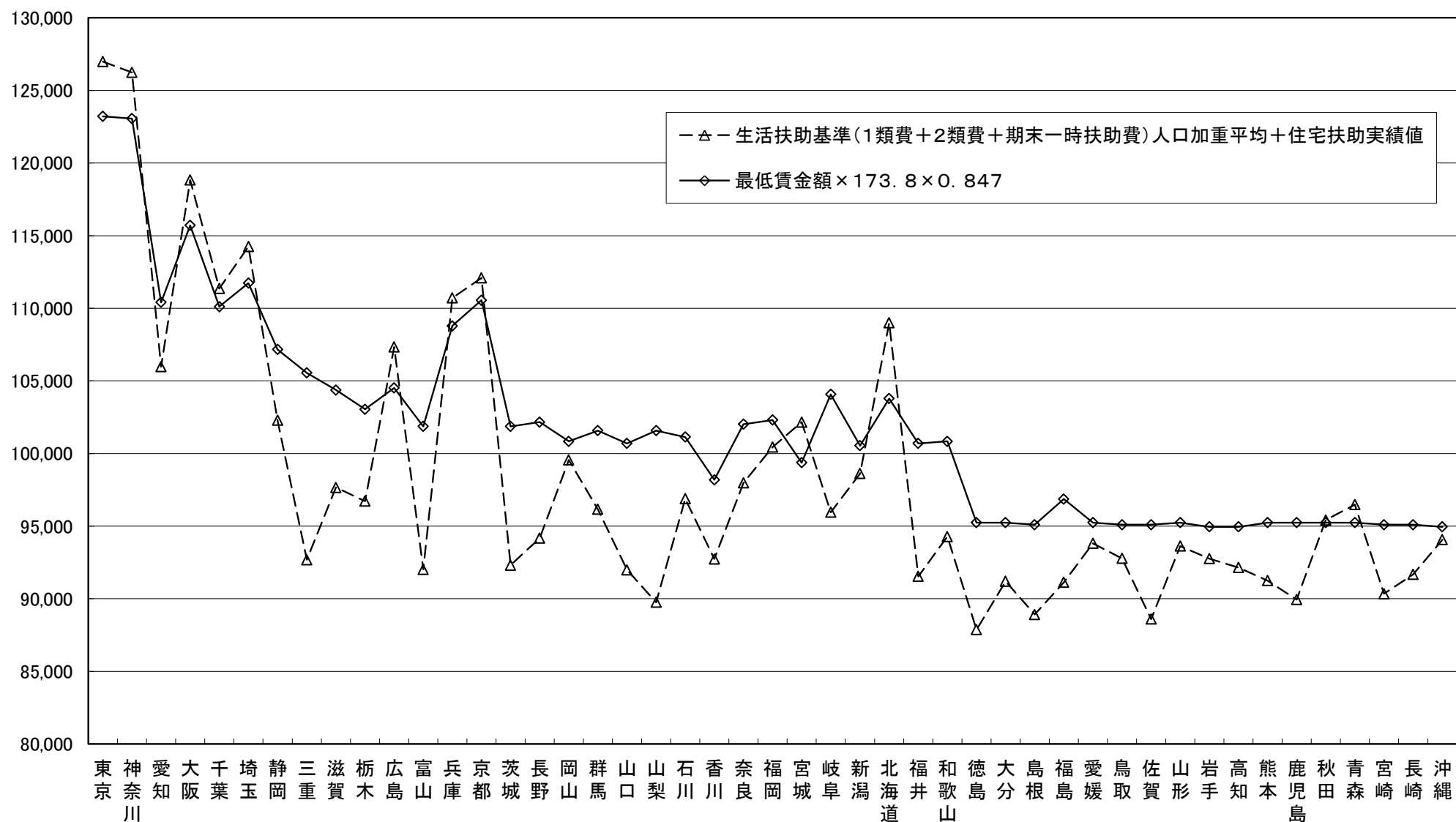


生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成23年度のもの。

注4)0.847は時間額645円で月173.8時間働いた場合の平成23年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

—△— 生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)人口加重平均+住宅扶助実績値

—◇— 最低賃金額×173.8×0.847

市町村	生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)人口加重平均+住宅扶助実績値	最低賃金額×173.8×0.847
東京	127,000	125,000
神奈川	126,000	125,000
愛知	106,000	111,500
大阪	118,500	117,500
千葉	111,500	111,500
埼玉	114,000	113,500
静岡	102,500	108,500
三重	93,000	106,500
滋賀	97,500	105,500
栃木	96,500	103,500
広島	107,500	106,000
富山	92,000	103,000
兵庫	110,500	110,500
京都	112,000	112,000
茨城	92,500	103,000
長野	94,500	103,000
岡山	99,500	101,500
群馬	96,000	102,500
山口	92,000	101,500
山梨	89,500	102,500
石川	96,500	102,000
香川	92,500	99,000
奈良	98,000	103,000
福岡	100,500	103,000
宮城	102,000	101,000
岐阜	96,000	105,000
新潟	98,500	101,500
北海道	109,000	106,000
福井	91,500	101,500
和歌山	94,500	101,500
徳島	88,000	96,500
大分	91,000	96,500
島根	89,000	96,000
福島	91,000	98,000
愛媛	94,000	96,500
鳥取	93,000	96,500
佐賀	88,500	96,500
山形	93,500	96,500
岩手	93,000	96,500
高知	92,000	96,500
熊本	91,500	96,500
鹿児島	90,000	96,500
秋田	95,500	96,500
青森	96,500	96,500
宮崎	90,500	96,500
長崎	91,500	96,500
沖縄	94,000	96,500

注4)0.847は時間額645円で月173.8時間働いた場合の平成23年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの生活保護水準との最新の乖離額（時間額）

都道府県	平成23年度データ に基づく乖離額 (A)	平成24年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (= A - B)	(参考) 平成24年度地域別最低賃金 引上げ後に残された乖離額 (注) (平成22年度データに基づく) (注) 網掛けは乖離解消を意味する
北海道	36	14	22	16
青森	9	7	2	△ 2
宮城	19	10	9	9
埼玉	18	12	6	0
千葉	9	8	1	△ 2
東京	26	13	13	7
神奈川	22	13	9	5
京都	11	8	3	0
大阪	22	14	8	1
兵庫	14	10	4	0
広島	20	9	11	3

※ 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成23年度 データに基 づく乖離額	平成24年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	平成24年度地域別 最低賃金引上げ後 (平成22年度データ に基づく)	乖離の拡大額		
	(A)	(B)	(C) (= A - B)	(D)	(E) (= C - D)	住宅扶助実績値が増 加したことによる影響 額 (e①)	可処分所得比率が低 下(0.849→0.847)し たことによる影響額 (e②)
北海道	36	14	22	16	6	4	2
青森	9	7	2	△2	4	2	2
岩手	△15	8	△23	△30	7	5	2
宮城	19	10	9	9	0	△1	1
秋田	2	7	△5	△7	2	0	3
山形	△11	7	△18	△24	6	4	2
福島	△39	6	△45	△54	9	7	2
茨城	△65	7	△72	△79	7	5	2
栃木	△43	5	△48	△56	8	6	2
群馬	△37	6	△43	△47	4	2	2
埼玉	18	12	6	0	6	4	2
千葉	9	8	1	△2	3	1	2
東京	26	13	13	7	6	4	2
神奈川	22	13	9	5	4	2	2
新潟	△14	6	△20	△24	4	3	1
富山	△67	8	△75	△77	2	0	2
石川	△29	6	△35	△49	14	13	2
福井	△63	6	△69	△80	11	10	1
山梨	△81	5	△86	△88	2	0	1
長野	△55	6	△61	△73	12	11	1
岐阜	△56	6	△62	△67	5	4	1
静岡	△34	7	△41	△45	4	2	1
愛知	△31	8	△39	△47	8	7	1
三重	△88	7	△95	△96	1	0	1
滋賀	△46	7	△53	△67	14	13	2
京都	11	8	3	0	3	1	2
大阪	22	14	8	1	7	5	2
兵庫	14	10	4	0	4	2	2
奈良	△28	6	△34	△36	2	0	2
和歌山	△45	5	△50	△59	9	8	2
鳥取	△16	7	△23	△27	4	3	2
島根	△43	6	△49	△45	△4	△8	1
岡山	△9	6	△15	△15	0	△2	2
広島	20	9	11	3	8	6	2
山口	△60	6	△66	△72	6	5	1
徳島	△51	7	△58	△72	14	13	1
香川	△38	7	△45	△47	2	1	1
愛媛	△10	7	△17	△22	5	3	2
高知	△20	7	△27	△32	5	4	1
福岡	△13	6	△19	△27	8	6	2
佐賀	△45	7	△52	△52	0	△2	1
長崎	△24	7	△31	△38	7	5	1
熊本	△28	6	△34	△37	3	2	1
大分	△28	6	△34	△35	1	△1	1
宮崎	△33	7	△40	△46	6	5	1
鹿児島	△37	7	△44	△47	3	2	1
沖縄	△6	8	△14	△16	2	0	2

※ 1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙 1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※ 2 網掛けの欄は、最新の乖離額が生じる11都道府県。

※ 3 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数整理を行うため、E= e ①+ e ②とならない。